

協同農業普及事業に関する意見を聴く会
第 4 回資料

協同農業普及事業に関する意見を聴く会で 議論された主な意見（案）

本とりまとめは、本委員会が普及指導員、農業者、企業等からの意見聴取を行い、委員間で議論した主な内容について記載したものである。

今後、食料・農業・農村基本計画や協同農業普及事業に関する運営指針の策定に向けて、本意見を踏まえて検討を進めることが望ましい。

1 普及指導員のターゲットとする技術・農業者について

- 普及指導員の減少等により普及指導員 1 人当たりの業務が拡大する中、行うべき業務の重点化を図ることが必要。
- 企業サービスが提供されている分野については、積極的に企業に委ねる視点が必要。
- 一方で、企業サービスが少ない技術分野（IPM技術等）や活用できない農業者（新規就農者等）に対する技術の提供や、地域維持の観点から行う活動（防災、温暖化対応、人と農地に関する合意形成、鳥獣被害防止）等、公的サービスとして必要な活動に注力すべき。
- 公的な立場として研究開発から現場への適用、さらに関連産業の活用等を俯瞰した戦略立案を行うことが重要。また、戦略の実現に向けて、普及指導員自ら行うこと 先進農業者や企業と共同で行うこと 先進農業者や企業に委ねることを明確にしつつ、多様な人・技術・ノウハウ等を積極的に活用することが重要。

2 主な対象とする農業者について

- 農外からの新規参入者を含めた新規就農者が増大する中で、新規就農者が基本技術を習得し、地域の担い手として活躍できるよう、これまで以上に新規就農者に対する支援を充実させることが必要。
- 一方、トップ農業者については、求める技術・情報が高度化・多様化し、また、農業者自らが研究者等から情報を収集する等、技術を得るチャンネルが多様化していることから、普及指導員は『技術指導』の対象ではなく『パートナー』として関係を構築すべき。
- また、トップ農業者でも新規就農者でもない基幹的農業従事者に対しては、地域農業の担い手として、企業サービスが少ない技術分野（IPM技術等）に対する技術の提供や、地域維持の観点から行う活動（防災、温暖化対応、人と農地に関する合意形成、鳥獣被害防止）等、公的サービスとして必要な支援を行うべき。

3 技術の開発・移転について

- 研究開発段階における独法研究機関、都道府県公設試、普及組織、大学、民間企業の連携を推進するとともに、新たに、農業者の参画による『現場での技術実証』『実証結果のフィードバック』『技術改良』の良循環を回すことが重要。
- また、このような良循環が回るよう、全体を俯瞰した技術マネジメントのための体制を強化するとともに、普及組織はその重要な構成要素としての役割を果たせるよう、技術普及のあり方について改めることが必要。
- 農業技術の開発・普及ニーズが高度化、多様化、個別化する中で、民間活力を活用した技術開発・移転を加速化することも重要。
- 都道府県の枠を超えて広域で行う普及活動も必要。

4 企業と普及指導員について

- 普及組織が持つ各種公的情報（生育状況、土壌情報等）のオープン化、共有化を進め、企業を含めた多様な関係者の活用を推進すべき。
- 農業者や企業、大学等、多様な立場の者を地域農業を発展させる観点から結びつける役割を公的普及として発揮すべき。
- 国主導で企業や試験場、農業者、普及組織等を結びつける仕組みづくりが必要。

5 普及活動の評価について

- 普及活動について、その目標や実績を数値で示しつつ、先進農業者を含む外部有識者から評価を受ける仕組みが必要。
- 協同農業普及事業交付金の配分について、現在の農業人口等に応じた一律配分だけでなく、成果や実績、外部評価の結果などを反映する仕組みが必要。

6 普及指導員等の育成について

- 多様な普及指導員の育成や、多様な関係者との連携、普及OBの活用、県域を越える技術移転の推進、普及指導員の名称に関する通称の設定等、様々な角度から普及活動の点検・改善に取り組むことが重要。